

蓋シ現今ハ殆んど有名無實ノ状態ナリ

健康保険法改正綱要

- 一、被保險者ノ範囲ヲ擴大シ一切ノ被傷者ニ及ボスコト
 (イ) 第十三條及び第十四條ヲ改正シ第十三條適用ノ被保險者ニ第十四條尙之ニ「其他一切ノ労働作業ニ從事スルモノ」ヲ追加ス
 (ロ) 第十三條第十四條ヲ改正シ第十五條乃至第十七條第三十條第三十三條ヲ削除ス
- 二、給付ノ範囲ヲ擴大シ保険制度ノ能力ヲ充スヘシ
 (イ) 第四十五條中報酬日額ノ百分ノ六十二ニ相當スル金額トアルヲ報酬日額ニ相當スル金額ニ改ム
 第四十六條乃至第四十八條ヲ削除ス
- (ロ) 四十九條中報酬日額ノ二十日ニ相當スル金額トアルヲ報酬日額ノ五十日分ニ相當スル金額ニ改ム尙二十四ニ滿タザルトキハ之ヲ二十日トトストアルヲ五十四ニ滿タザルトキハ之ヲ五十

(ハ) 第五十條中二十圓トアルヲ三十五圓ニ改ム
 (ニ) 第六十二條中其期間保険給付ヲ爲サズトアルヲ其期間中報酬日額ヨリ他ヨリ受クル金額ヲ控除シタル残額ヲ支拂フモトスニ改ム

施行令第七十四條第二項及第三項、同第七十九條ヲ削除ス
 施行令第八十二條中百八十日以上トアルヲ九十日以上ニ改メ同條但書ヲ削除ス
 (ホ) 第七十條第一項中費用十分ノートアルヲ費用三分ノ一ニ改ム
 同條第二項中一人ニ付平均六圓ニ改ム
 (エ) 第七十二條ヲ左ノ如ク訂正ス
 被保險者ニ保険料ニ三分ノ一ヲ負擔ス但シ第二十條ノ規定ニ依ツテ被保險者及ソノ被保險者ヲ使用シタル事業主各ソノ一分ノ一ヲ負擔ス
 (ト) 第七十四條『報酬日額百分ノ三』ヲ『百分ノ一』ニ改ム

六、審査ヲ公正ナラシムル爲メ審査ノ結果ニ理由ヲ附シテ之ヲ公表スヘシ
 施行令第八十條ヲ改正スヘシ

七、保險補助金ハ來年度以降毎年度一人當リ五圓也
 其總額ニ於テ一千萬圓以上ヲ支拂出スヘシ
 事業主ノ支出金ハ現在ノ三倍ニ改ムヘシ
 ムヘシ

八、保險制度ノ中ニ被保險者ノ意思ヲ直接反映セシムヘシ
 右ニ付組合會議員ノ數ヲ奇數ト爲シ其過半數ヲ被保險者ヨリ選出セシムヘシ
 施行令第二十條ヲ改正スヘシ

一、健康保険法改正に關する件

關西事務局提出

〔主 文〕

吾等は資本家の負担すべき費用を労働者に轉する事に反対し保健法施行令の改正を期す

- 四、死亡手當ノ際ニ於ケル労働能力無キ遺族ニ對テハ其子弟ニ對シテハ滿十八才ニ至ル迄其父母又ハ妻ニ對シテハ死亡ニ至ル迄報酬日額ノ千八百圓ヲ支拂フヘキタメ
 五、時効期間ヲ延長シ且諸種ノ手續殊ニ金錢受領ノ上規定ヲ追加スヘシ
 手續ヲ簡セウニ爲スベシ